

熊本大学法学会発行

熊本法学 第四十五号（一九八五年十月）抜刷

近世ドイツ魔女裁判関係史料一題（二）

若曾根 健治

資料

近世ドイツ魔女裁判関係史料二題（一）

若曾根 健治

イタリアを除きヨーロッパで魔女迫害の規模が漸く拡大し始めるのは十六世紀末葉である。法皇インノケンティウス八世が一四八四年十二月五日に回勅いわゆる「魔女教書」を布告し、聖ドミニコ修道会士で宗教裁判官ヤコブ・シニブレンガーとハ

インリッヒ・インスティトーリスが『魔女に与える鉄錐』を著す。本稿で「近世ドイツ魔女裁判関係史料二題」と題して紹介するものは、右記魔女迫害最盛期ドイツの魔女裁判に関するもの。その一つは、魔女の疑いで逮捕拘禁されていたネルトリンドンの一市民が釈放される際に書いたウアフェーデ（復讐断念）の文書（一五九四年十月十一日）、もう一つは、魔女として断罪され一六〇〇年七月二九日ミニンヒエンで刑死した放浪者家族とその仲間の禰末を記した刷り物である。

近世ドイツ魔女裁判関係史料二題（一）

めの魔女裁判である。法皇インノケンティウス八世が一四八四年十二月五日に回勅いわゆる「魔女教書」を布告し、聖ドミニコ修道会士で宗教裁判官ヤコブ・シニブレンガーとハ

インリッヒ・インスティトーリスが『魔女に与える鉄錐』を著す。本稿で「近世ドイツ魔女裁判関係史料二題」と題して紹介するものは、右記魔女迫害最盛期ドイツの魔女裁判に関するもの。その一つは、魔女の疑いで逮捕拘禁されていたネルトリンドンの一市民が釈放される際に書いたウアフェーデ（復讐断念）の文書（一五九四年十月十一日）、もう一つは、魔女として断罪され一六〇〇年七月二九日ミニンヒエンで刑死した放浪者家族とその仲間の禰末を記した刷り物である。

特にこの両端を取り上げるやうな筆者がネルンケンを、
スコット・ハムリックの市博物館でそれから直接受けた強烈な印象に心酔するが大きなが、しかし他方で、魔女裁判手続が二つの主要な柱としていた告発と自由の両手続は右記「史籍」の中でもよく現われてしまふ。これが何篇はまだ、魔女裁判は現れた近世司直権力あるいは国家権力の様子を知らんや、指導するといふがあるのであるが、それは何れのものであつて、

- (一) 『ナリヤンベラ』次の文献参考。 Jacob Sprenger = Heinrich Institoris, *Der Hexenhammer (Malleus maleficarum)*, aus dem Lateinischen übertragen und eingeleitet von J. W. R. Schmidt (Deutscher Taschenbuch Verlag, 3. Aufl., 1983) (日本本社刊行『時代の神話』新編第2巻) 119—111頁参照。) の部第6 p. XXXII—p. XLI 22' ヘントホト ヴ・カベガの「魔女裁判」(Tentor Bullatae Apostolice adversis haeresim maleficarum) 略名「魔女裁判」(Summis desiderantes) クルト・ヘントホト著の翻訳文が収載される。 (二) Friedrich von Spee, *Cautio Criminalis oder Rechtliches Bedenken wegen der Hexenprozesse*, aus dem Lateinischen übertragen und eingeleitet von Joachim Friedrich Ritter (Deutscher Taschenbuch Verlag, 2. Aufl., 1983) 魔女裁判訴訟論大抵のもの等を含む。) 119—111' ハンドワーテルバウチの「魔女裁判」(Handwörterbuch des deutschen Altertums, III, Berlin u. Leipzig 1930/31, Sp. 1853—58 参照) Weiser-Aall の編著 (Hexe) なども参考。 Friedrich Nerzbacher の Hexenprozeß, Witchcraft 1770—1781 の記

海事辞典 (Lexikon für Theologie und Kirche, 5, 1960, Sp. 316—19; New Catholic Encyclopedia, 14(1967), Washington, p. 977—79; Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte, 9, 1972, Sp. 145—48) などによれば、魔女裁判は、魔女裁判の歴史と魔女裁判の歴史の二つある。魔女裁判は、魔女裁判の歴史と魔女裁判の歴史の二つある。

(c) Gloria Eschbauer, Bescheidenliche Tortur. Der erhabre

Rat der Stadt Nördlingen im Hexenprozeß 1593/94 gegen die Kronenwirtin MARIA HOLZ, Nördlingen 1983, p. 50—53.

(d) Sigrid Metken (Hrsg.), Die letzte Reise. Sterben, Tod und Trauersitten in Oberbayern, München 1984, S. 175. Vgl. Michael Kunze, Der Prozeß Tappenberg, Ebelsbach 1981, S. 291—292.

II

一 一五九四年十月十一日にネルンケンの市牢から釈放された一市民とはウルム市生れ当時四五歳の女や、その名をマリト・ゼルヒトウだ。マリト、彼女が市参事会にたゞ少し行なったウツリーデの文書を紹介するに先立へ、マリト用いた辯護をマリトや概略述べておこう。マリトは便宜である。

プロイスターの帝国都市ネルンケンにおける大規模な魔女迫害は、一五八九年から一五九四年にかけて起り、この比較的短期間に集中した。(この期間に、市長・市参事会員・

近世ドイツ魔女裁判関係史料二題（一）

市書記・市会計官など都市高官の末亡人あるいは妻を含む三四名の女と一人の男が魔女として断罪され火刑に処せられたと聞く。因みにこれより少し後の一六〇〇年当時ネルトリンゲンは人口八七九〇を算えた。この間の事情は、狂暴な魔女迫害者ヨハネス・ブーニング（当家具師。後に工芸家となる。一五八四年市参事会員に選ばれた）が、一五八九年十一月一日に市長職の一ヶ月を襲つて以後、一五九四年七月、八月にもなおその職にあつたことに負うところが大きい。（ネルトリンゲンでは、市長職は三ヶ月であつて毎年四ヶ月交代でひとりが当番となつた。）ところで、ネルトリンゲンの元文書館員であつたクスター・ヴァルツ博士——彼が戦前発表した魔女裁判研究はネルトリンゲン史の分野では今日なお定評がある——は、右記期間中に起きた魔女裁判のうち四例を詳細に紹介しているが、これらのうち歴史小説の対象ともなり人口に膾炙しているもの——一例は、市会計官の妻で魔女とされ一五九〇年九月九日に処刑されたレッカ・レンプの事例である。とりわけ三人の娘と三人の息子とが連名で獄中の母に宛てた手紙やレッカ自身が夫に書き送った書簡などについては、日本語でも接することができる。

(一) ネルトリンゲンの魔女裁判をあくまで研究として以て参考。
 Johann Friedrich Weng, Die Hexen-Prozesse der ehemaligen Reichsstadt Nördlingen in den Jahren 1590—1594, Das Kies, wie es war, und wie es ist. Eine historisch-statistische Zeitschrift, 6. Heft (1841), p.5—60, 7. Heft (1841), p.3—41; B. Ernst König, Ausgeburten des Menschenwahns im Spiegel der Hexenprozesse und Auto-dafés, Berlin-Schöneberg, o. J., S. 260—65; Gustav Wulz, Nördlinger Hexenprozesse, Jahrbuch des Riesen Heimatver eins e. V., Bd. 20 (1937), S. 42—72, Bd. 21 (1938/39), S. 95—120; Friedrich Merzbacher, Die Hexenprozesse in Franken, 2. Aufl., München 1970, S. 61 (Ann. 129); G. Eschbauer, a. a. O., S. 9—20. 本稿の脚注⁽²⁾は以上負ふ。

(2) 森鷗外著『魔女狩り』（一九七〇）「HKG真以ト・ム・バハ」

ヴィツ著『川端豊彦・坂井洲二訳「魔女と魔女裁判」』(一九六八) 一五九頁以下。なお歴史小説として Hermann Lamp, Der Sohn der Hexe Rebbecca, München 1930 が知られる。

(3) 歴史小説として Lore Sporhan-Krempl, Die Hexe von Nordlingen, Das Schicksal der Maria Holl, Nördlingen 0. J. がある。またこの本も原本が作られて、マリア・ホルの事件は一九五四、一九七八年の両度にネルトリンゲンの舞台で上演された。

二 マリア・ホルはウルム時代は助産婦であったと言う。一五八六年五月二〇日三七歳で結婚、ネルトリンゲンで旅館「クローネ」を買い取った夫と共に同市へ移住、同年五月三〇日市民権を取得した。しかし早くも一五九〇年の三月と七月とにそれぞれマリア・マルブ(同年五月十五日魔女として死刑)とアンナ・ゼンク(同年九月九日既述レベッカ・レンブルと共に刑死)によって魔女として告発された。ただこのときは逮捕を免れた。三年後の一五九三年になると更にイエルク・キニルシユナウラー、バルバラ・キニルシユナウラー(この夫婦は同年五月十七日刑死)、ウルスラ・クライン、アンナ・フォウル、ニルビニア・ニッカー、アンナ・アウフシュラーガー(以上四名同年十一月十四日刑死)からも告発を受けた。これら告発者の告発はすべて彼ら自身拘禁され尋問を受ける中で強要されたものであった。こうして遂に一五九三年十一月一日マリア・ホルにたいして魔女の容疑で逮捕命令が出、彼女は他の容

疑者ドロテア・グンデルフィンガー(前市長の未亡人)およびマルガレータ・シュターヘル(この両名は同年十一月十四日刑死)と共に、市牢「クレスステル」(Klösterle)(旧跣足修道士会修道院)に収容された。翌日すなわち十一月二一日に右記ヨハネス・アーフニーリングガーがヨハン・ボッシュから市長職務を引き継いだ(一五九四年三月一日まで)。

マリア・ホルにたいする第一回尋問(尋問は糺問手続の下では取調すなわち捜査と公判の両手続を含んでいた。)は一五九三年十一月五日であった。⁽⁴⁾ 彼女は牢から引き出され尋問室で尋問官と向き合つた。このときの主任尋問官はセバスティアン・レティンガーおよびヴォルフガング・グラーフの両博士。彼らはすでにレベッカ・レンブルの裁判にも関係していた。当時市参事会法律顧問官の地位にあつた。陪席尋問官は四名の市参事会員(マルヒオル・ヴェルシュ、ゲオルク・ニク拉斯、パオル・レーリン、ハンス・ヴィルヘルム・グンデルフィンガー)であつた。主任および陪席尋問官はすべて市参事会から派遣された糺問官(Ratszinnung)であり、以後の尋問日にもほぼ出席した(特にクラーフ博士とグンデルフィンガー市参事会員は常に臨席)。この日の尋問で被告マリアは告発者によつてかけられた魔女の嫌疑をきづりとはねつけた。彼女は再び獄吏に伴なわれ牢に連れ戻された。

第二回尋問日は三日後の十一月八日。主任尋問官はグラーフ博士ひとり。陪席尋問官には第一回の四人と共に更に四

近世ドイツ魔女裁判関係史料二題（一）

名の市参事会員（ガングルフ・バイシュラーカ、ハンス・バオル、ベーター・マインガー、それにカスバル・ヘルリーン）が加わった。この日マリアは告発者のうち右記ウルスラ・クライン（鍛革工の妻）、アンナ・ファウル（ワインマルクトにあつた麵麩屋の未亡人）と対面させられた。彼女らは告発内容を繰り返した。（ウルスラ）「マリアを」、三年前酒場で見かけた（アンナ）「ワインマルクトの魔女舞踏会でマリアが踊っているのを見た。そこには（マリアにたいする前記告発者の一人）イエルク・キニルシュナウアーも居た」。これらの証言をマリアは断固否認した。ウルスラ・クラインは更に供述を行なつた。「マリアは思い違いをしている。彼女は言い逃れようとしているが、そんなことはできるはずもない」。アンナにたいしてはマリアは次のように主張し容疑を否定した。「彼女は嘘をついている。本当のことと述べていない。神は正義に味方する」。この日も尋問官には成果は得られなかつた。

(+) 以トマヨ・ホルの裁判に関する叙述は、G. Eschbamer, n. a. O., S. 27—56 によつて編纂された裁判の一件記録による。

三 第三回尋問（十一月九日）でも被告は前言を翻えざなかつた。ここで新らしく刑吏（maister）が呼ばれた。彼は入室したが、このときは被告に姿を見せたのみで具体的に拷問具を用いた拷問は行なわなかつた。しかし刑吏が現わされたことはそれだけでも被告にたいして相当の威嚇（Territorium）となつたで

ある。

自白をさせるために実際に拷問が加えられたのは第四回尋問のとき（十一月二十一日）で、この間十二日間中休みがあつた。尋問官は、拷問を行なう用意のあることを予め知らせておいた被告にこの期間中に（前記ウルスラとアンナはこの間に処刑された。告発の撤回を防ぐためである）考へ直させようとしたわけである。しかしこのときも被告は無実を訴えた。直ちに刑吏が呼ばれた。マリアは身体を縛られた後「親指締め」の拷問を受けた。しかし彼女は「神よ無実の人間を憐れみ給え」と述べたのみだつた。このため続いてスペイン長靴を用いた「足締め」が課された。そして次の第五回から第十回に至る尋問日にマリアはほぼ連日拷問された。すなわち十一月二二日から二八日にかけてである（十一月二五日は尋問休止）。以後も四回実施され、最後の拷問は尋問調書によると第十五回尋問日（一五九四年二月二〇日）に行なわれた。拷問の種類は右記に加えて更に「紐吊るし」および「張り台伸ばし」があつた。

こうして、前述一五九三年十一月五日の第一回尋問から翌年八月二九日の第十七回尋問に至る間（ただし、右記第十五回尋問のあつた一五九四年二月二〇日以後第十六回尋問日の八月二二日まで恰度六箇月審理は停止），十一回の尋問日にマリアは拷問に晒された。（全部で「親指締め」一回、「足締め」二六回、「紐吊るし」十九回、「張り台伸ばし」十五回合計の拷問数六二回とも言われている。司直はこれを「穢當な拷問」（beschrei-

特
denliche tortur) と呼んで、^(5a)

しかしまaria・ホルはこれに耐えた。市参事会派遣総問官たるは有罪の心証を形成するだけの自白を彼女から得ることができなかつた。魔女裁判史上めったに見られない例だつた。

(a) これら拷問内容の一斑^(5b)（部屋也「刑吏の社会史」（一九七八）

151頁以下参照。

(5a) Actum Mittwochs den 28. Novembris anno etc. 93.
Maria Höllin soll verner durch die einunger angesprochen
vnd da es vonn nütten mit besehedenlicher tortur
angriffen werden. (Eschbaumer, a. a. O., S. 52.)

(5b) Sigismund von Kiebler, Geschichte der Hexenprozesse

in Bayern, (1895, S. 150) (Ann. 1).

四 一五九四年八月二九日の第十七回尋問（結果的にこれが最後の尋問となつた）を終ても未だ自白が得られない。魔女迫害者側はマリア・ホルの裁判を今後どのように取り扱かえればよいか改めて考えざるを得なくなつたものようである。と言ふのは、ネルトリエンケン市参事会記録簿に書き込まれた一五九四年九月九日の条には次のような記述が見られるからである。

「如何なる条件でマリア・ホルを釈放すべきかの問題について（市参事会から）命令が下され、法律家たるは文書でもつて自己の見解を示し、これを市参事会まで提出すべき」ととなつた。⁽⁶⁾ ここには当然釈放そのものは是非も論議の対象となつて

いたであらう。このような命令が出された背景のひとつには九月一日にかの魔女迫害者ヨハネス・フューリングガード交代して当番市長となつたゲオルク・オスターータークの影響が与かつていたと言う。（彼はすでに一五九四年三月一日から七月一日まで市長職にあつたが、この間マリア・ホルの裁判が停止されていたことは既述の通り。）

市参事会のこの決定に基づき、三人の法律家が鑑定書を作る役目を引き受けた。主任尋問官のW・グラーフ博士とS・レッティンガー博士、それにもうひとり、ネルトリエンケン市が前々から雇い入れていたアウクスブルク市参事会附法律顧問ゲオルク・トライデル博士である。（このトライデルは、マリア・ホルが度重なる拷問によつて自白をしなかつたことはそれ自体彼女の無実を証明するものに他ならないとの趣旨の手紙（日附不詳）を残している）右三博士が鑑定書の作成作業に従事していた間の九月十八日にマリアの実家元、ウルム市在住の親族セルファティウス・エーピンガー、アルブレヒト・シャーネ、ハインリッヒ・シルボッホは被告人の釈放を願い出た請願書をネルトリエンケン市参事会に送付していく（九月二八日にも同趣旨の請願書を再度発行。）

さて、市参事会に提出された三鑑定書の内容であるが、ここでは要点だけを摘記すれば、九月二二日の日附を持つグラーフでは要點だけを摘記すれば、九月二二日の日附を持つグラーフの鑑定書は最も峻厳な調子で書かれており、裁判を続行、さもなくばウツフューデを誓約させたうえで自宅に監禁すべし。

近世ドイツ魔女裁判関係史料二題（一）

る。レッティンガーおよびトーラーデルのものは、ヴァフェーデを文書でもつて誓わせることで釈放するのが妥当としている。ただ釈放の理由だけは両者で多少なり、このうちトーラーデル博士の見解は右記に紹介した彼の手紙におけるものとほぼ同じだが、レッティンガー博士は次のように主張する。すなわち、被告は決して無罪と言うのではなくて、ただ現在手許に在るかぎりの証拠でもってしてはこれ以上更に被告を拘禁し裁判を続けることが不可能であるにすぎないと。

右の如き鑑定書を受理して市参事会は思慮の結果いよいよマリア・ホルを釈放する暁を固め、このため先ず九月二六日および三〇日の両日に夫ミヒャエル・ホルを呼びつけ、その席で彼

が妻を釈放後自家に迎え入れる用意があることを確めたうえで、次いで十月十日には同じくミヒャエルに妻の獄中食事代金として1100グルテンを市参事会にたいし支払うべく承諾させたのである。

以上些が長くなつたが、マリア・ホルがヴァフェーデを誓約するに至つた経緯の梗概である。以下で本稿の主題に移らねばならない。

五 釈放の日すなわち一五九四年十月十一日被告マリア・ホルは尋問室で、ネルトリングンの帝国都市裁判長官（別名帝国シュルトハイス）でネルトリングン市民キリアン・ライヒニルトを含むその他市参事会から特に派遣された市高官の面前にあって、市書記からヴァフェーデの文書を読み聞かせられた。（マリアはおそらくこの日以前にすでに釈放とヴァフェーデ誓約のことは市参事会から告げられ、これを承諾していたに違いない。）この文書は、主任尋問官両名のいずれか、たぶんセバステイアン・レッティンガー博士によつて起草された。全文は次の通りである。⁽⁷⁾

「わたしネルトリングンの市民マリア・ホルはこの文書にて次の通り告白しあらゆる人びとに知らせる。およそ三年前にわたしにたいしある暁が生じ、それは、わたしが非キリスト者の忌まわしい魔女犯罪にとり憑かれ、またこれに大抵伴つて起つた付属の犯罪に關係していたとするものであり、以後時が経つにつれて次第に広がりわたしとわたしに属する人とを覆つた。しかしあたしが魔女犯罪に関与していたと會うのはただ單に暁に止まらず、同じ罪ですでに拘引されていた他の人びと〔はじめ告発〕を通して明らかであった。すなわちこれらの人は信用のできる十分な証拠と状況証拠とからかくの如き犯罪の疑いある者として終始わたしの名をあげ、しかも〔刑場あるいは獄中で〕息を引き取る最後までこれを主張し続け、かくて

右述の「告発のあった」点を篤と考え念を入れて見定めた結果神聖帝国の都市ネルトリングデンの厳格で慎重なる、賢明で誉れ高き市長および市参事会かつわが恵み深き支配者たちは、司直の名において職権でもってわたしを牢に拘禁し適宜必要に応じ幾度も繰り返し取り調べることに踏み切った。かくして彼らはあるときは穢便あるときは峻厳な態度でもって恵みわたしを尋問聴取した。のみならずかくの如き取調は、わたしと同様に獄中にあり後に判決によつて処刑された幾人かの「魔女犯罪の」容疑者（これらの「わたしを告発した」人々は不斷はわたしを欺いたり、わたしにたいし嫉妬心・復讐心を起こしあるいは他の不穏当な感情・嫌厭心を抱いたりしたことは全くなかつた。）にたいしても行なわれた。市参事会から尋問を託された糺問官と取調の必要に即してそのときそのときに配属された他の官憲とは、これら「告発者」の一人ひとりを個別にわたしと対面させ、その結果に関して更に「わたしに」尋問を加えた。これらすべてを行なうのに彼ら尋問官は特別な熱意を示し、必要があるときはわたしに注意を促し警告を発し詰問をして取調にあつたが、この後で、わたしが落ち着いて慎重熟慮できるようになると、このための十分な時間を許した。

かくの如き尋問においてとりわけ明白が求められた。わたしはこれを思慮深くまた強要されず自發的に行なつたが、その

直後に途方もない嘘を並べたて「これによって先になした白話を打ち消してしまつ」た。しかるにこのようなことがあつたにも拘わらず尋問官は寛大にもわたしが真実告白するのを長い時間かけて辛抱強く待ち、これ以上わたしに自白を無理じいしたりわたしから不愉快なことを強要したりはせずに、ただただわたしがもっと慎重熟慮するようにと望んだのである。以上と並んで、彼らはわたしの靈魂の救済が危ぶまれており救いが必要であることも忘れずにいたため、「その必要あるときは」手続が完全に停止され以後「暫く」わたしにたいし実施されなくなつた。その後「再開された取調で」わたしは「尋問官が問い合わせを発するときは」毎度、単なる否定や逃げ口上風の否認に大抵終始して憚がるところがなかつた。これに反し、わたし自身の行動、性向、行状、素行、その他諸態度の示すところから見て紛れもなく「わたしの犯罪である」とを名指しており、あらゆる情況から言つて十分信頼に値する有力で明白な証拠と推測にたいしては、わたしの手で少しも反論が提出されず弁明も否認もなされなかつた。更にわたしが申し立てた無罪の主張は証明されおらず、また自己の嫌疑を晴らしこれを別の人に転嫁すると言ふ、裁判において無罪を主張するのに必要とされてゐる点についても、何ら明らかにするところがなかつたのである。

それゆえに先述の誉れ高き市参事会には、前々から行なつてきたわたしにたいする手続を一層真剣に固守し実施すべき理由

近世ドイツ魔女裁判関係史料二題（一）

も権限も十分あつたのであり、これは今なお存する。けれども、その広く知れ渡り父のような特別の慈悲心と寛容なる態度から市参事会は、わたし自身の哀願、嘆息、懇願に免じ、またわたしの愛する夫ミヒア・エル・ホルそしてわたしたち両名の最近親親族による懐み深く熱心な請願かつ他の多くのれつきとした人たちが幾度となく申し出た執り成しおよび彼らが差し出した嘆願書に基づき、今回左の条件でそして「拘禁中」わたしの食事に要した費を「わたしが市参事会に」返済することと引き換えに、わたしを拘禁牢から解き放ち現在進行中の手続を免除し、これをもって釈放の願い出を聞き届けることに同意した。

まず第一にわたしは、この拘禁と拘禁中何かの方法でわたしにたいし加えられ行なわれたことについて、前記名譽ある市参事会、更にわたしの逮捕に拘わった官憲として「尋問官、獄吏・刑吏・告発者など」誰であれ当訴訟の全過程中に用いられた人びとにたいして、陰険にも復讐し誹謗し報復を企てたりは決してしない。わたし自身であれ他人の人であれあるいは事情を知った如何なる人であれ、そのようなことが行なわれるのを人に許可しない。次に第二にわたしは拘禁から釈放された後即刻帰宅し自家に留まらねばならず、昼夜を問わず他の事に託けてそこを離れたり、市参事会から特別の赦しや同意を得ず外出してはならない。さらに「第三に」わたしは復讐を断念する趣旨の当文書によつて口頭で神と聖福音書とにかく誓った宣誓に基づき、右に〔第一と第二で〕述べたところを常に守り破らず誠

実素直に履行することを約束すると同時に、屢々名をあげた市参事会が父の如き態度で示した恩寵、寛容、慈悲にたいし更にもっと謙虚に感謝の念を表わし、今後も市参事会から慈悲深いあらゆる保護と庇護とを待ち望む。わたし自身あるいは他の人間がわたしの名でこれらすべてに何かの方法で背反し、また貴賤の別なく様様の地位にある人びとを通して獲得しあるいは「他人を介せず」自ずから取得した聖俗の権利並びに権限、恩寵、自由を譴め、これに加え「一時的であれ永久的にあれ二度とは魔女の疑いで裁判に服せしめられないと言う」赦免、免除、軽減、原状回復をも思い切る。そして人間理性があることに案出しあるいは練りうる他の一切の敵愾心をばわたしは放棄する。

右述すべてに何らかの方法であるいはいずれかの事項につき背馳するときは、わたしは人を欺き並並ならぬ奸智に長け危険を及ぼす人間として、わたしの身柄すなわち肉体と生命にたいしてはあたかも宣誓違反を犯し不実で悪評高き犯罪者にたいする如く、裁判を経てあるいは裁判を経ずにまた市参事会の望み通りに取り扱われ、かくて正規の終局判決もなくまた等も赦免の余地なく、更に一切の異議、口実、例外を認められず、手続に服せしめられ現実に執行されても止むを得ない。このことすべてを真実にそして不斷に証明するため〔冒頭に名をあげたしマリア・ホルは熱心に……〕。

印章押捺箇所。〔一五〕九四年十月十一日。⁽⁸⁾

私案文書における本来の趣旨を少しも損なう性格のものではなかつた。」

ウアフニードを誓約しマリア・ホルは釈放された。一五九三

年十一月一日に逮捕されれば一年を経ていた。この釈放につ

いて市参事会は短文の釈放命令なるものを発行しており、この趣は市書記の手でネルトリンゲンの『ウアフニード記録簿』(Urteholtbuch) (現在ネルトリンゲン市文書館所蔵) 第六六葉

アゼ出席してしたネルトリンゲン帝国都市裁判長官 (des heiligen Reichs Stattamtmann) に彼の印章を文書末尾に押捺してくれる様に頼まねばならなかつた。その結果右記「印章押捺箇所」に彼の印章が張り付けられ、これによつて私案文書は公認されることになつたわけである。次いでマリア・ホルは、おぞらく改めて全文を自ら読み下すと言う形でもつてウアフニードを誓約した。そして彼女が帝国都市裁判長官キリアン・ライヒルトにたいし彼の印章を請求した当の行為は、右ウアフニード文書本文末尾に見られる〔冒頭に名をあげたわたりマリア・ホルは熱心に……〕のよりる後に文章化されることになる。

(7) 以下本紹介では、必要な場合には、サクストの個々の文書や文書に書き改められた。現在ネルトリンゲン市博物館に展示されているのがこれと思われ、右私案文書の数箇所が削除され、また別に一箇所新たな文書が附加されて全文六一行である。(8) うち最後八行分は紙片裏側に書かれ、そしてその部分が表側へ折り曲げられている。なお、削除された附加された部分は、

始めれば又削除せよ、ウアフニード文書全体の趣旨を生かすべく心配けて日本語に訳した。「内は筆者が適宜補なつた。たゞいのテクスムゼー J. F. Weng, a. a. O., 7. Heft, pp. 20-21 以上収録されてる。

(8) ICH MARIA HÖLLIN, burgerin zu Nördlingen, bekennen hiermit, und thue kund allerweniglich, nachdem vor vind von vngfähr 3. Jahren hero, ein ueff und leumuth, wider nich entstanden, das ich mit dem abscheinlichen und vneristlichen hezereyaster, samt was denselben gemainlich volgt und anhangig ist, verhaftet und zugethan, dz selbig auch nit allain je lenger je

(一) 項二 裁判関係史料

mehr erwachsenen vnd mir vnd den meinigen selbsten
fürkommen, sondern durch andere gleichen vnhayls
halber, eingezogene personen, solches mit genugsamen
wolbeglaubten anzalungen vnd vmbständen, besten-
diglich vff nich angeben, und dermaßen beharret, dz sy
biß in iren letzten athem vnd mit vnterschrocknen
entlichem berueffen für den aller berechtigsten richter
stuel Gottes am jüngsten vnd großen tag des berrn
solches steuft beherzigt vnd betheurt, also dz die
ernueste, fürsichtige, ersame vnd weyse, herrn burger-
maister vnd rath diser deß heyl, reichs statt Nördlingen,
meine gn. gepicckte herrn, von ampts vnd obrigkeit
wegen, höchlich verursacht, mich in derselben verhaftt
enzuziehen, vnd gegen mir rechtlicher gebir vod eray-
schender nottußt nach, zuvollfahren, vnd zu vilen
vndverschidlichen mahlen. So wol in der guote, allB mit
der ernstlichen schäppfe, mich nit allain zubefragen,
vnd zu examiniren, sondern auch etliche in gleicher
verhaft beschuldigte, vnd hernach mit vtel vnd recht
peinlich hingerichte personen (welche sonsten meiner
person ainisches falsches, neyds, rachgyrigkeit, oder
andern vnzulichen affects vnd widerwillens ganz
vnuerdächtig.) Jede abgesündert mir vnder augen für-
stellen, darüber auch weitere erkundigung einziehen vnd
pflegen, auch ditzselbig alles durch die verpflichte herrn
rathsiniger, vnd andere jederweilen zugeordnete fir-
nene personen, mit sonderm vleiß, vnd vermittelst

notwendiger erinnerung, ermahnung vnd verwahlung,
mir fürhalten, darzu geruune zeut, zu genugsamem
nachdencken zugelassen. Vnd bey disem allen mir für-
nemlich mein selbst wolbedächtilich freydtig vnd
vngezwungen bekennen, vnd gleich darauf vnglaubwür-
dig vermainen, zugemütlch gefüret worden, vnd aber
dieses alles darzu vngeselen, mit mir ein guete lange
zeut, gnedige dedukt gehabt, in mich verner nit gesetz,
oder icthes widerwertiges mir zugemüttet, sondern
aing allain zu beßern nachdencken, vnd darneben
meiner seelen hayls gefahr vnd not darhey nit zuverge-
ßen, der proceß allerdings eingesetzt, dannoch bey mir
gar wenig vnd mehr nit gewurckt, dan dz ich mich
jederzeit des bloßen widersprechens, vnd außflüchtigen
vernaynens, in gemein angemast, hinwider aber, die
wider auch, meiner selbst person ihun, wessens, handels,
wandels, vnd obrigkeitlichen verhaltenis beschaffenheit nach,
außtruckenlich benambste, vnd mit allen vmbständen
wolbeglaubte, nottingende vnd handgreifliche anzai-
gen vnd vermüttung, von mir im wenigsten nit wider-
legt, verantwortet oder abgelaint, vilweniger mein
fürgebene vnschuld, vnd die in recht darzu erforderete
entschütting vnd aufführung dargethan, darumwegen
dan wolernannter ein c. rath mehr dan genugsame vnd
wolbelugte vräischen gehabt vnd noch hatte, den gegen
mir hiutor fügenommen proceß, mit noch mehrern
ernst zubeharren vnd zuuohnstrecken, jedoch auf lau-

tter sonderer väterlicher milte vnd barmherzigkeit, vnd
 zugleich vff mein selbst diemüttigist flehen, seuffzen vnd
 bitten, dann auch meines lieben chewünts Michael
 Hollen vnd vnser beeder nechsturwunther freund,
 vndertheing vnd veßliche fribben, auch mehr anderer
 anstechlicher herren viintahlen gethoune intercession vnd
 fürschriften, mich solcher meiner verhaftung, vnd dell
 mitlauffenden proceß, vff dißmal vnd mit erstattung der
 vff mich gewantter azung nachuoigender gestalt zuerthaten
 bewilliget, vnd sich erbitten laßen, das ich nämlich vnd
 zuuordorßt disse fangkhus, vnd was an mir in ainichen
 weg begangen vnd fürgenommen, gegen wolgedachtem
 einem e. rath, noch jemand derselben zugethouen, vnd
 wer bey diser ganzen handlung jemals gebraucht wor-
 den, in vnguetem nimmermehr, im wenigsten nit antuen,
 ayfern oder rechen sollte noch wölle, weder durch mich
 selbst, noch durch andere, oder jemund wissentlich
 gestatten, solches gethouen werden. Vnd dan fünftenlich
 verner dz ich vor vnd nach erflaßung der frohnwest,
 mich strackh in mein heutliches wohnung verfüegen,
 darinnen mich personlich enthalten, vnd weder zu
 tag noch zu nacht vnd wider ainichen gesuchten schein
 darauß nit weichen, oder begeben, ohne weiterer eines
 e. rats, begedigung vnd bewilligung, demnoch gerede
 vnd verspriche ich bey meinem ayd, welchen ich in disen
 virphads brief leblich zu gott, vnd vff sein harliges
 euangelium geschworen hab, solches alles stet,

vnd vnuerbrichlich zuhalten, denselben getreue vnd
 gehorsomlich zugeleben vnd nachzukommen, wie ich
 mich dan gegen oft wolermette einem e. rath, dieser so
 väterlich erzaigter gnade, milte vnd barmherigkeit,
 vimehr dicmüttigist thue bedanckhen auch in künftig
 gehandelt werden, verzeile vnd begieb mich auch, aller
 gaistlicher vnd wölflicher bericht vnd recht, gnaden
 vnd freyheiten, welche diesem zuwider durch hoch oder
 nieter standts ertlangt, oder aigner bewegnas ertalt
 vnd gegeben, dazu aller absolution, dispensation,
 relaxation, restitution in integrum, vnd alles andern
 widerwertig, wie das manschen vernunft immer
 ordnencken oder gebrauchen kundte oder möchte, da
 ich auch solchen allein, wie obuerheitl, inn ainichen
 weg oder puncten, endgegen handlen würdt, solle gegen
 minier person, an leib vnd leben, mit oder ohne recht,
 nach eines e. rats willen vnd gefallen, allß gegen einer
 treiflosen, maynaydigien vnd bekannten vbelthärtiner,
 welche ohne dz mit ordentlicher endurteil, noch nit
 vollkommenlich absolviert ohne alle einrede, behelft vnd
 außage proceßt, vnd mit wirklicher execution
 verfahren werden, betreiflich, sonder anglist vnd guehr-
 de, deßen alles zu wahr vnd bestendiger vrkundt [hab
 ich anfangsgemelte Maria Hollin mit leib...]

Sigill statt am 11. Octobris anno etc 91

(セ) ネルトリンゲン市参事會に屬する文書を写真撮影
したのが、G. Eischbäumer, a.a.O., S. 61 に現むれどある。

(ミ) Auf geleiste geschworne vrphed ist von einem e. rath
des heiligen rechts statt Nördlingen Maria Höllin von
Vlm württhin zur Cronen alhite ihrer haft erledigt, vnd
fermers onentgallten zu irem heublichen wesen gelassen
worden, dessen sic hirmit auch fried vnd sicherheit haben
soll. Decretum in senatu de dato 11. 2. Octob. an. 94.
(Eischbäumer, a.a.O., S. 49)

(イ) Actum den 11. Octobris anno etc. 91. MARIA HÖLLIN
württhin zur Cronen, ist an heut der verhafft endhalben auf
mada vnd gestallt, wie in dem raths protocoll den 11.
Octobris anno etc. 91 vnd dan aufs iher geschrifbnen
vrphed, welche an ihrem ort zufinden, mit mehrern zu-
uernehmen, Actum vt supra. (Eischbäumer, a.a.O., S. 56,
63)

近世ドイツ魔女裁判関係史料二題 (一)

六 以上ウアフニーデ文書の紹介でもうて一応本稿の大きな
課題の一つが果たされたわけだが、以下では、この文書に示せ
られたウアフニーデの内容の特色とそこに現われたネルトリンゲ
ン司直権力の態様とに関する、少し付言しておくのが望ましい。
マリア・ホルはこのウアフニーデ文書によつて、市参事會お
よび実際に取調にあつた市参事會派遣糾問官その他逮捕・拘
禁・審理に拘わつた者たちにたいして、拘ら・裁判で祓つた損
害・危害について釈放後復讐を行なわないと誓つた。被逮

捕者が（判決宣告以前に）釈放されるときはしばしばウアフニーデを誓約したことは中世以来特に十四世紀以降の諸都市において広く知られる。ライプツィクの娘都市ロストラクにおけるウアフニーデ制度につき貴重なモノグラフィを著わしたヴィルヘルム・ハーベルは、J. ように被逮捕者の釈放を契機に誓約されたウアフニーデを「ハフトウアフニーデ」(Hafturfehde) と呼んでいる。「ハフトウアフニーデ」が近世においてもなお知られたことは、右記ハーベル自身ロストラクについて明らかにしており、まだ魔女の疑いで拘引された者も（取調べ・公判の段階で）釈放されるときウアフニーデを約束した例のあることは、ハーメルナ・ヘルツバッハが特に十七世紀バンブルク司教領の『官房記録簿』に記録されたウアフニーデについて指摘している。(1)
ハーメルナによれば、被釈放者は神と聖徒との前で、バンブルク司教領内から生涯立ち退くことを誓約している。これもやはり中世以来のウアフニーデ法のひとつだが、これにたいし、マリア・ホルの場合彼女は釈放後自家に留まることは許されたが外出を禁止された。一種の「自宅拘留」(Hausarrest)である。これが、マリアのウアフニーデにおける特色と言えるのであろう。このような「自宅拘留」の多くは疑いもなく被釈放者に取調・審理の内容、とりわけ拷問に関する事柄を他言させぬための処置を意味していた。これとの関連で一点指摘しておくなれば、

ア・ホルの獄吏あるいは刑吏が彼女の裁判に関して牢で見聞したこと体験したことを決して「口外せず秘密にする」よう命じられた旨書き込まっているが、これも同趣旨のものである。

市参事会のこのような处置の中にネルトリンゲン司直権力（市長・市参事会）の一様模が現われているように思われるのである。この様模が如何なる性格のものであったかは、当該ウアーデについて從来指摘されてきたところにほぼ示されている。すなわち、ネルトリンゲン魔女裁判研究の開拓者ヨハン・フリードリッヒ・ヴェンク師は一八四一年の論稿でマリア・ホルのウアーデ文書を「（マリアでなく）市参事会——あるいは市参事会法律顧問官と言つた方がよいかも知れぬが——自身の名前を（拷問に耐え抜く彼女にたいしなおも統けられていてる裁判の有り方に疑問の眼を向ける）世間から護ろうとした」記録と評し、またネルトリンゲン魔女裁判研究の権威グスタフ・ヴルツ博士によると、当ウアーデ文書は市参事会が披露した「牽強附会のわざの極致を示す傑作」であり、市参事会は自ら作成したこの文書でもって、マリアの裁判にあたつて何ら不法を犯はしなかつたし何らの疾しいところもなかつたこと、逆にこの世における最も慈悲深き司直であったことをマリアおよび他に信じ込ませようとしたと言う。

マリア・ホルのウアーデおよびその文書をめぐるこのような評価は、該文書を通読する者にとって概ね理解できるとい

うであろう。すなわちネルトリンゲン市参事会はこの文書でもって次の如く主張した。マリア・ホルの逮捕は正当であったこと、逮捕の契機となつた告発者は告発はマリアにたいし何か含むところがあつてなされたものではないこと（従つて真実を述べたものであること）、尋問に際し自白を求めたがこれを強要はしなかつたこと、尋問官は被告の有罪を立証できる十分の証拠を持っていたのに反し、被告是否認を繰り返すのみでこれを全く反証できなかつたこと、従つて司直は確実に被告にたいし裁判を続行し有罪判決を下しうる立場にあつたにも拘わらず寛裕と慈悲心とから被告を釈放したこと、である。見られるように、市参事会はマリアにたいする裁判権行使（逮捕・拘禁と取調・審理）の正当性・合法性根拠を連鎖と述べ立て弁明にこれまでいたのであった。

右市参事会の主張するところがもし眞実であるならば、市参事会はマリア・ホルを釈放後も外出を認めず自宅に引き籠もらせ、裁判内容の口外を禁ずる处置は必要ではなくまた獄吏・刑吏にも箇引令を布くことはなかつたであろう。實際は被告にたいし何度も拷問を加え自白を強要していったことは、ニッシュバオマー女史によつて編纂されたマリア・ホルにたいする尋問調書より明白である。そしてまさにこの鋭敏なる拷問にも拘わらず被告から尋問官を満足させるだけの自由の得られなかつたことが、疑いもなく被告釈放の決定的理由であった。これは主任尋問官セバスティアン・レッティンガーの市参事会向け既述

近世ドイツ魔女裁判関係史料二題 (一)

鑑定書の明らかに示すところである。(レ)れにたゞマリア・ホルに向けられたウツフューテ文書では市参事会はウルム在住親族によるマリア・积放の請願書のことを強調しているが、しかしの积放請願が积放への決定的理由ではなかったことは、既述のように、請願書が現われる以前にすでに被告の积放問題が市参事会内部で論議の対象となっていたことからして明瞭である。)

一年かけた裁判の掲句が結局証拠不十分で被告を断罪できず积放せざるを得なかつたことが、まさしく市参事会にとては一大痛恨事だつたことは推測するに難くない。しかるに市参事会は积放の本当の理由は決して表に現わさず、寛容と慈悲心を表つた。(と言ふのは积放の眞実の理由を公表することば、市参事会にとては、マリア・ホル逮捕のきつなかつた告発者の告発が正しくなかつたおそれのあること(しかもなお悪いことにこれら告発者をすでに処刑してしまつた)、そしてこの間違つていたかもしけぬ告発に基づいてマリアの成判が延行なわれたと言うことを容認せざるを得ない羽目に陥ることにならう。)」のよるな露蔭(露蓋)がマリア・ホルのウツフューテ文書を通して知られるネルトリンゲン司直権力の一態様を示していくといふべき。

(21) Wilhelm Ebel, Die Rostocker Urfehden Untersuchungen zur Geschichte des Deutschen Strafrechts, 1938, S. 52ff.

(22) Streiturfefhde (レ) Gefangenschaftsurfefhde (シ) Haft. urfehde (リ) (やあ)。レのやあ(イ)はホルトマーフのむほるは城的な形態で、敵対する当事者におけむホルトマーフとその和解の結果起きた。すなわち和解契約 (Sühnevertrag) の一種である。リ)では(レ)・(シ)とは異なる、相手を捕捉すると言ふこと未だ問題となつてしない。(シ)は、マーフの通過中に相手側を捕捉できる好機があつて現実にこれを捕捉した後で、やの积放の際に起きた。これにたゞ(シ)や前提となつて、捕捉は、(シ)のよつて事実上の力関係の結果であつたのでなく、都市裁判権の行使つまり法的な問題として生じたのである。リ)より一方当事者の捕捉を契機に起つた(ロ)・(シ)は、十四世紀以降ウツフューテの基本形態をしながら、実際のウツフューテ文書のうえではしばしば厳密に区別できない場合がある。いずれにせよ、ニーベルが(ロ)・(シ)を概念上区別した意図は、ウツフューテ法の発展、すなわちウツフューテが古いフューテ法の対象となつていた時期から新らしく都市刑事司法の一分野となる時期への移行を明らかにしようとしたところにある。

(23) 彼はロストック文書館所蔵の一三一四年から一六三〇年にかけて発行された九〇七のウツフューテ文書を時期別(ほぼ)一五年毎に分類したが、その結果は、次の通りであった。1324~1350(6), 1351~1375(8), 1376~1400(21), 1401~1425(22), 1426~1450(61), 1451~1475(22), 1476~1500(142), 1501~1525(102), 1526~1550(139), 1551~1575(149), 1576~1600(73), 1601~1630(109). (Ebel, aa.O., S.27f.)

(24) F. Merzbacher, aa.O., S. 162 (Ann. 295).

(25) Actum Freytags den 11. Octob. anno etc. 94... Entlichen sollte dem marther von rhats wegen ernstlich eingebun-

den werden. Wz er an diesem ort durch auß geschen, gehört vnd erfahren, nit von sich kommen zu lassen, sondern zuverschweigen. (Eschbaumer, a.a.O., S. 56.)

(16) J. F. Weng, a.a.O., 7. Heft, S. 25.

(17) G. Wulz, a.a.O., Bd. 21, S. 113.

(18) マリア・ホルの西田ひしょ事件の書類は第十七回尋問（一五九〇年十一月二四日）におけるものがある。一匹の猫が厨房で卵を盗んだので蚊よけ粉薬を盛ったが死んだかどうかは知らない。おにこの蚊よけ粉薬を混ぜた葡萄酒を飲ませひとりの少年を殺害したと。しかしマリアは後者についてはその場で直ちにこれを撤回してしまったのである。

七 最後にヴァーフューテを誓約、釈放後のマリア・ホルについて摘要。一五九五年二月十九日市参事会はマリアに教会を訪れるときのみ外出を認め、七箇月後の九月十九日になつてようやくこれが全面的に許した。一六〇八年夫ミヒャニル・ホル死去。（同年かゝつての主任尋問官シティンガーおよびクラーフ相次いで死亡。ノフニリンガー前市長はすでに四年前に死す。）翌年マリアは鉄商人ゲオルク・ゼンクと再婚、その三年後夫死去。一六一三年五月二一日旅館「クローネ」を親族のひとりに売却。一六二七年七八歳で三度目の結婚を果たす。（一六三〇年十一月二八日、マリア・ホル裁判に関わった最後の生き証人、もと市参事会派遣糾問官で既述のヨハン・ヴィルヘルム・グンデルフィンガーが没する。）一六三四四年十月二日マリア死す。時に八五歳。子供はなかった。夫ミヒエル・ハン同年十月二〇日死去。時あたかも三十年戦争を経たネルトリエンゲン会戦の起つた日（一六三四年九月六日）の僅かに後のことであつた。これが以後自由都市ネルトリエンゲンは経済的に急速に没落して行く。しかしまaria・ホルが釈放された年の翌年すなわち一五九五年は未ださうではなかつた。この年の一月、旅館「クローネ」に一夜の宿をとつたひとりの男がいた。バイニルン大公で後のカソリック諸侯同盟盟主および選帝侯、マクシミリアン一世である。この男こそ、ドイツ諸侯中最も精力的な魔女迫害者と當われ、そして次に紹介する一六〇〇年首都マンハイムを舞台とした大魔女裁判劇の大立者だったのである。

（未完）